

▲パケット交換サービス契約約款 (平成11年経企第29号)

実施 平成11年7月1日

目次

第1章 総則	4
第1条 約款の適用	4
第2条 約款の変更	4
第2条の2 約款の公表	4
第3条 用語の定義	4
第2章 パケット交換サービスの種類等	6
第4条 パケット交換サービスの種類	6
第5条 削除	
第6条 削除	
第3章 パケット交換サービスの提供区間等	6
第7条 パケット交換サービスの提供区間等	6
第4章 契約	6
第1節 削除	
第8条 削除	
第9条 削除	
第10条 削除	
第11条 削除	
第12条 削除	
第13条 削除	
第14条 削除	
第15条 削除	
第16条 削除	
第17条 削除	
第18条 削除	
第19条 削除	
第20条 削除	
第21条 削除	
第22条 削除	
第23条 削除	
第2節 削除	
第24条 削除	
第25条 削除	
第26条 削除	
第27条 削除	
第28条 削除	
第28条の2 削除	
第29条 削除	
第30条 削除	
第30条の2 削除	
第30条の3 削除	
第30条の4 削除	
第31条 削除	

第3節 第3種パケット交換サービスに係る契約	7
第32条 契約の種別	7
第33条 契約の単位	7
第34条 第3種パケット交換契約申込の方法	7
第35条 第3種パケット交換契約申込の承諾	7
第36条 その他の契約内容の変更	8
第36条の2 第3種利用権の譲渡	8
第36条の3 利用の一時中断	8
第36条の4 契約者が行う第3種パケット交換契約の解除	8
第36条の5 当社が行う第3種パケット交換契約の解除	8
第36条の6 特定協定事業者の契約の解除等に伴う第3種パケット契約の扱い	9
第37条 その他の提供条件	9
第5章 付加機能	9
第38条 付加機能の提供	9
第39条 付加機能の利用の一時中断	9
第6章 利用中止等	9
第40条 利用中止	9
第41条 利用停止	10
第42条 接続休止	10
第7章 通信	10
第43条 通信の種類等	10
第44条 通信利用の制限	10
第45条 利用回線による制約	11
第46条 情報量の測定等	11
第47条 削除	
第8章 料金等	11
第1節 料金及び工事に関する費用	11
第48条 料金及び工事に関する費用	11
第2節 料金等の支払義務	11
第49条 基本料金の支払義務	11
第50条 通信料金の支払義務	12
第51条 削除	
第52条 工事費の支払義務	13
第3節 料金の計算等	13
第53条 料金の計算方法等	13
第54条 債権の譲渡	13
第54条の2 同上	13
第4節 割増金及び延滞利息	14
第55条 割増金	14
第56条 延滞利息	14
第9章 保守	14
第57条 契約者の切分責任	14
第58条 修理又は復旧の順位	14
第10章 損害賠償	15
第59条 責任の制限	15
第60条 免責	16
第11章 雑則	16
第61条 承諾の限界	16
第62条 利用に係る契約者の義務	16

第63条	技術資料の閲覧	16
第64条	契約者からの通知	16
第65条	契約者の氏名の通知等	17
第66条	協定事業者からの通知	17
第67条	削除	
第68条	削除	
第69条	法令に規定する事項	17
第69条の2	個人情報の取扱い	17
第70条	閲覧	17
第70条の2	パケット交換サービスの廃止	17
第70条の3	契約者に対する通知	17
第70条の4	不可抗力	18
第70条の5	特約	18
第12章	附帯サービス	18
第71条	附帯サービス	18
別記		
1	パケット交換サービスの提供区間	19
2	契約者の地位の承継	19
3	契約者の氏名等の変更の届出	19
4	当社の維持責任	19
4の2	個人情報の開示	19
5	利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行	19
6	協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行	19
7	加入電話等契約	19
8	新聞社等の基準	20
9	技術資料の項目	20
料金表		
	通則	21
第1表	料金	23
第1	基本料金	23
第2	通信料金	26
第2表	工事に関する費用（工事費）	30
附則		32

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）の規定に基づき、このパケット交換サービス契約約款（料金表を含みます。以下「約款」といいます。）を定め、これによりパケット交換サービス（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め又は附合契約によらない契約を別に締結し、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、パケット交換サービスに附帯するサービス（当社がこの約款によらない契約を締結し、それにより提供するものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

2 当社がパケット交換サービスの円滑な運用を図るため必要に応じて契約者に通知するご利用ガイド等のパケット交換サービスの利用に関する諸規定は、この約款の一部を構成するものとします。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、変更後の約款の内容及び効力発生時期を、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) 上への掲載その他の適切な方法により周知します。

2 変更後の約款の効力発生後、契約者が特段の申出なくパケット交換サービスを利用し、又は基本料金若しくは通信料金を支払ったとき、その他契約者が当該変更を特段の異議なく承諾したものと当社が判断したときは、当社は、契約者がかかる変更に同意したものとみなします。この場合、特に断りのない限り、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(約款の公表)

第2条の2 当社は、当社のWebサイト (<https://www.ntt.com/about-us/disclosure/tariff.html>) において、この約款を公表します。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 パケット交換網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてパケット交換方式により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 パケット交換サービス	パケット交換網を使用して行う電気通信サービス
5 パケット交換サービス取扱所	(1) パケット交換サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託によりパケット交換サービスに関する契約事務を行う者の事業所
6 所属パケット交換サービス取扱所	そのパケット交換サービスの契約事務を行うパケット交換サービス取扱所
7 第3種パケット	当社から第3種パケット交換サービスの提供を受けるための

ト交換契約	契約（臨時第3種パケット交換契約となるものを除きます。）
8 第3種パケット交換契約者	当社と第3種パケット交換契約を締結している者
9 臨時第3種パケット交換契約	30日以内の利用期間を指定して当社から第3種パケット交換サービスの提供を受けるための契約
10 臨時第3種パケット交換契約者	当社と臨時第3種パケット交換契約を締結している者
11 パケット交換契約	第3種パケット交換契約又は臨時第3種パケット交換契約
12 契約者	第3種パケット交換契約者又は臨時第3種パケット交換契約者
13 相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者（事業法第9条の登録を受けた者又は第16条第1項の規定による届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定（事業法第33条第10項に基づくものを含みます。）をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
14 特定相互接続点	相互接続点であって特定協定事業者の電話サービス又は総合デジタル通信サービスに係る電気通信設備との接続に係るもの
15 協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信回線設備を設置する電気通信事業者
16 特定協定事業者	協定事業者のうち東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
17 利用回線	加入電話等設備（別記7に掲げる加入電話等契約に基づいて設置される電気通信設備をいいます。以下同じとします。）であって、第3種パケット交換契約又は臨時第3種パケット交換契約に基づいて当社が提供するパケット交換サービスを利用するために使用されるもの
18 利用回線等	(1) 利用回線 (2) 相互接続点（特定相互接続点を除きます。） (3) 当社が必要により設置する電気通信設備（当社がこの約款以外の契約約款及び料金表を定め又は附合契約によらない契約を別に締結し、それにより提供する電気通信サービスに係るものを含みます。）
19 端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
20 自営端末設備	契約者が設置する端末設備

21 自営電気通信設備	電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
22 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 パケット交換サービスの種類等

（パケット交換サービスの種類）

第4条 パケット交換サービスには、次の種類があります。

種類	内 容
第3種パケット交換サービス	別記7に掲げる加入電話等契約に係る利用回線（契約の種類が同一のものに限ります。）を使用して提供するパケット交換サービス

第5条 削除

第6条 削除

第3章 パケット交換サービスの提供区間等

（パケット交換サービスの提供区間等）

第7条 当社のパケット交換サービスは、別記1に定める提供区間において提供します。

2 相互接続点の所在場所等については、相互接続協定に基づき、これを変更することがあります。

第4章 契約

第1節 削除

第8条 削除

第9条 削除

第10条 削除

第11条 削除

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

第16条 削除

第17条 削除

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

第2節 削除

第24条 削除

第25条 削除

第26条 削除

第27条 削除

第28条 削除

第28条の2 削除

第29条 削除

第30条 削除

第30条の2 削除

第30条の3 削除

第30条の4 削除

第31条 削除

第3節 第3種パケット交換サービスに係る契約

(契約の種別)

第32条 第3種パケット交換サービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 第3種パケット交換契約
- (2) 臨時第3種パケット交換契約

(契約の単位)

第33条 当社は、利用回線1回線ごとに1の第3種パケット交換契約（臨時第3種パケット交換契約を含みます。以下同じとします。）を締結します。

(第3種パケット交換契約申込の方法)

第34条 第3種パケット交換契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記した当社所定の契約申込書を契約事務を行うパケット交換サービス取扱所に提出していただきます。

- (1) 利用回線において利用するBチャンネル（64kbit/sの符号伝送が可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）又はDチャンネル（16kbit/s又は64kbit/sで主として制御信号を送送することが可能なチャンネルをいいます。以下同じとします。）の数
- (2) 利用回線に係る契約者回線番号
- (3) 利用回線に係る終端の場所
- (4) 利用回線について特定協定事業者と締結している契約の内容（当社が別に定めるものに限り。）
- (5) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

2 前項の場合において、その申込がDチャンネルを利用したものであるときは、利用区分としてD16チャンネル利用型又はD64チャンネル利用型のいずれかを指定していただきます。

(注) 本条第1項第4号に規定する当社が別に定める契約の内容は、特定協定事業者の契約約款及び料金表（利用回線に係るものに限り。）に規定する事項のうち、当社が第3種パケット交換サービスの料金又は工事に関する費用を適用するために必要な事項とします。

(第3種パケット交換契約申込の承諾)

第35条 当社は、第3種パケット交換契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、臨時第3種パケット交換契約の申込みがあった場合は、第3種パケット交換サービスを提供するために必要な電気通信設備に余裕があるときに限り、その臨時第3種パケット交換契約の申込みを承諾します。

3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合には、その第3種パケット交換契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 第3種パケット交換契約の申込みをした者が、利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者とならないとき。
- (2) 第3種パケット交換サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (3) 第3種パケット交換契約の申込みをした者が、第3種パケット交換サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(4) その利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他その申込み内容が相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(その他の契約内容の変更)

第36条 当社は、第3種パケット交換契約者から請求があったときは、第34条第1項第5号に規定する契約内容の変更を行います。

2 前項の請求があったときは、当社は、第35条の規定に準じて取り扱います。

(第3種利用権の譲渡)

第36条の2 第3種利用権（第3種パケット交換契約者が第3種パケット交換契約に基づいて第3種パケット交換サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 第3種利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属パケット交換サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 当社は、前項の規定により第3種利用権の譲渡の承認を求められたときは、次の場合を除いて、これを承認します。

(1) 第3種利用権を譲り受けようとする者が、第3種パケット交換サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) その譲渡について、利用回線に係る特定協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。

(3) その譲受人が、その利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者と同一の者とならないとき。

4 第3種利用権の譲渡があったときは、譲受人は、第3種パケット交換契約者の有していた一切の権利及び義務（第54条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。）を承継します。

(利用の一時中断)

第36条の3 当社は、第3種パケット交換契約者から請求があったときは、第3種パケット交換サービスの利用の一時中断（その第3種パケット交換契約に係るパケット交換網の設備等を他に転用することなくパケット交換網を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(第3種パケット交換契約者が行う第3種パケット交換契約の解除)

第36条の4 第3種パケット交換契約者は、第3種パケット交換契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属パケット交換サービス取扱所に書面により通知していただきます。

(当社が行う第3種パケット交換契約の解除)

第36条の5 当社は、第41条（利用停止）の規定により第3種パケット交換サービスの利用停止をされた第3種パケット交換契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その第3種パケット交換契約を解除することがあります。

2 当社は、第3種パケット交換契約者が第41条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、第3種パケット交換サービスの利用停止をしないでその第3種パケット交換契約を解除することがあります。

3 当社は、前2項の規定により、その第3種パケット交換契約を解除しようとするときは、あらかじめ第3種パケット交換契約者にそのことを通知します。

4 前3項に規定するほか、当社は、連続する6料金月（1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）の各料金月のいずれにおいても、料金表第1表（料金）に規定する料金の支払いがない場合は、第3種パケット交換契約の解除をす

ることがあります。ただし、その場合において、当該第3種パケット交換契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する6料金を延長して取り扱います。

(特定協定事業者の契約の解除等に伴う第3種パケット交換契約の扱い)

第36条の6 当社は、第3種パケット交換契約者からその第3種パケット交換契約に係る利用回線について、使用の中止（以下「使用中止」といいます。）を行う旨の届出があったとき若しくはその事実を知ったとき又は当社が別に定める理由により利用回線に係る特定協定事業者の加入電話等契約が解除されたときは、その第3種パケット交換契約を解除します。

ただし、使用中止すると同時にそれに相当する利用回線の使用を開始した場合であって、その第3種パケット交換契約者から第3種パケット交換契約を継続したい旨の申出があったときは、この限りではありません。

2 前項に規定するほか、当社は、第3種パケット交換契約者とその第3種パケット交換契約に係る利用回線について特定協定事業者と契約を締結している者とが同一の者でないことについて、その事実を知ったときは、その第3種パケット交換契約を解除することがあります。

(注) 本条第1項に規定する当社が別に定める理由は、利用回線が特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定する後行回線となる場合であって、その後行回線が漏えいによる影響を与える等により利用中止となった後に、その特定協定事業者によって別記7に掲げる加入電話等契約が解除となる場合とします。

(その他の提供条件)

第37条 第3種パケット交換サービスに係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 付加機能

(付加機能の提供)

第38条 当社は、契約者から請求があったときは、次の場合を除き、料金表第1表（料金）に定めるところにより付加機能を提供します。

- (1) 付加機能の提供を請求した契約者が、付加機能使用料の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき。

(注) 当社は、臨時第3種パケット交換契約者から請求があったときは、臨時付加機能（契約者が30日以内の利用期間を指定して提供を受ける付加機能をいいます。）に限り提供します。

(付加機能の利用の一時中断)

第39条 当社は、契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断（その付加機能に係る設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。）を行います。

第6章 利用中止等

(利用中止)

第40条 当社は、次の場合には、そのパケット交換サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 当社が計画工事を行うとき。
- (3) 第7条（パケット交換サービスの提供区間等）第2項の規定により、相互接続点の所在場所等を変更するとき。
- (4) 第44条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりパケット交換サービスの利用を中止するときは、あらか

じめそのことを契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（そのパケット交換サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったパケット交換サービスの料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）を当社、特定協定事業者又は請求事業者（第54条の2（債権の譲渡）に規定する者をいいます。以下この条において同じとします。）に支払わないときは、その料金その他の債務が当社、特定協定事業者又は請求事業者を支払われるまでの間）、そのパケット交換サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき（料金その他の債務に係る債権について、第54条の2（債権の譲渡）の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします。）。
- (2) 料金その他の債務について特定協定事業者が定める支払期日を経過してもなお支払わないとき又は支払いがない旨の通知を特定協定事業者から受けたとき。
- (3) 第62条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したとき。

2 当社は、前項の規定によりパケット交換サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。

(接続休止)

第42条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止により、当社の契約者が当社のパケット交換サービスを全く利用できなくなったときは、そのパケット交換サービスについて接続休止（そのパケット交換サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのパケット交換サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのパケット交換サービスについて、契約者から利用の一時中断の請求又は契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことを通知します。

3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その契約は解除されたものとして取り扱います。この場合、その契約者にそのことを通知します。

第7章 通信

(通信の種類等)

第43条 パケット交換サービスを利用して行う通信の種類は、料金表第1表（料金）に定めるところによります。

(通信利用の制限)

第44条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る利用回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域への通信を中止する措置を含みます。）をとることがあります。

機	関	名
---	---	---

気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記 8 の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
国又は地方公共団体の機関

2 当社は、当社の設備を不正アクセス行為から防御するために必要な場合には、パケット交換サービスの全部又は一部の利用を中止することがあります。

（利用回線による制約）

第45条 契約者は、特定協定事業者の契約約款及び料金表の定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、パケット交換サービスを利用することはできません。

（情報量の測定等）

第46条 課金の対象となるパケットの情報量の測定等については、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

第47条 削除

第 8 章 料金等

第 1 節 料金及び工事に関する費用

（料金及び工事に関する費用）

第48条 当社が提供するパケット交換サービスの料金は、基本料金及び通信料金とし、料金表第 1 表（料金）に定めるところによります。

2 当社が提供するパケット交換サービスの工事に関する費用は工事費とし、料金表第 2 表（工事に関する費用）に定めるところによります。

（注）本条第 1 項に規定する基本料金は、当社が提供するパケット交換サービスの態様に応じて、回線使用料（加算額を含みます。以下同じとします。）及び付加機能使用料を合算したものとします。

第 2 節 料金等の支払義務

（基本料金の支払義務）

第49条 契約者は、その契約に基づいてパケット交換サービスの提供を開始した日（付加機能についてはその提供を開始した日）から起算して、契約の解除があった日（付加機能についてはその廃止のあった日）の前日までの期間（提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。）について、料金表第 1 表（料金）に規定する基本料金の支払いを要します。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりパケット交換サービスを利用することができない状態が生じたときの基本料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の基本料金の支払いを要します。

(3) 前 2 号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、パケット交換サービスを

利用できなかった期間中の基本料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのパケット交換サービスを全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。）が生じた場合（2欄又は3欄に該当する場合を除きます。）に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのパケット交換サービスについての料金
2 当社の故意又は重大な過失によりそのパケット交換サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのパケット交換サービスについての料金
3 パケット交換サービスの接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのパケット交換サービスについての料金

- 3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 前項の場合において、1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。
- 5 第3種パケット交換契約者が支払いを要することとなる回線使用料は、当社又はその利用回線を設置している特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。
- 6 前項の規定に基づき、特定協定事業者が回線使用料を請求する場合であって、1の料金月の支払いを要することとなった料金その他の債務の額が1,000円未満であるときは、その料金月から起算して連続する2の料金月の料金その他の債務に係る債権を1の債権とみなして請求するものとし、
ただし、契約者からこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

（通信料金の支払義務）

第50条 契約者は、その利用回線から行った一般通信（その契約者以外の者が行ったものを含みます。）について、当社が測定した情報量と料金表第1表（料金）の規定とに基づいて算定した通信料の支払いを要します。

ただし、付加機能を利用して行った通信の通信料金について料金表第1表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

- 2 契約者は、通信料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表（料金）に定めるところにより算定した料金額の支払

いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3 契約者が支払いを要することとなる通信料金は、当社又はその利用回線を設置している特定協定事業者が請求するものとし、料金に関するその他の取扱いについては、この約款に定めるものを除き、その料金を請求する特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

4 前項の規定に基づき、特定協定事業者が通信料金を請求する場合であって、1の料金月の支払いを要することとなった料金その他の債務の額が1,000円未満であるときは、その料金月から起算して連続する2の料金月の料金その他の債務に係る債権を1の債権とみなして請求するものとします。

ただし、契約者からこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

5 1以上の料金月の料金が重複して支払われた結果、過払い金が発生したときは、当社はそれ以後の料金月の料金でその過払い金を相殺して返還することがあります。

第51条 削除

(工事費の支払義務)

第52条 パケット交換契約の申込み若しくは工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者はその工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算方法等)

第53条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(債権の譲渡)

第54条 契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務(回線使用料及び通信料金を除きます。)に係る債権(当社が請求するものを除きます。)を当社がその利用回線を設置する特定協定事業者に譲り渡すことを承認していただきます。この場合、当社及び特定協定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

2 前項の規定に基づき、特定協定事業者が料金その他の債務を請求する場合であって、1の料金月の支払いを要することとなった料金その他の債務の額が1,000円未満であるときは、その料金月から起算して連続する2の料金月の料金その他の債務に係る債権を1の債権とみなして請求するものとします。

ただし、契約者からこの取扱いを行うことについて承諾しない旨の申し出があったときは、この限りではありません。

3 前2項の規定により債権を譲渡することとなる料金その他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず、その特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによります。

第54条の2 当社が別に定める場合に該当しないとき、又は契約者から申出(当社が別に定める場合を除きます。)があったときは、契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権(当社が請求するものに限りません。)を、当社が別に定める事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し譲渡す

ることを承認していただきます。この場合において、当社及び請求事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(注1) 本条に規定する当社が別に定める場合は、次に掲げる場合とします。

- (1) 契約者が、外国政府（それに相当する者を含みます。）である場合又は法令により料金その他の債務の扱い等で別段の定めがある場合
- (2) 現に、料金請求に附随する料金明細等の附帯サービスを利用している場合であって、その通知方法や時期等において、契約者が希望する内容により適合していると当社が認める場合（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- (3) 現に、2以上の契約に係る料金その他の債務を一括して請求を行っている場合又は2以上の請求書を1の封書等に同封して送付している場合であって、契約者の支払い処理の都合上、契約者が希望する請求方法により適合していると当社が認めるとき（契約者から特段の申出があった場合を除きます。）
- (4) その申出が虚偽の内容（それに相当する者を含みます。）である又はそのサービスに係る料金その他の債務について支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがある等、当社又は請求事業者の業務の遂行上著しい支障があると当社が認める場合

(注2) 本条に規定する当社が別に定める事業者は、NTTファイナンス株式会社とします。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第55条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第56条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内（第54条の2（債権の譲渡）の規定に基づき当社がその料金その他の債務に係る債権を譲渡する場合は15日以内とします。）に支払いがあった場合は、この限りではありません。

(注) 本条に規定する年当たりの割合は、第54条の2（債権の譲渡）の規定に基づき当社がその料金その他の債務に係る債権を譲渡する場合を除き、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第9章 保守

(契約者の切分責任)

第57条 契約者は、パケット交換サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

(修理又は復旧の順位)

第58条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合には、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第44条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、

順位	修理又は復旧する電気通信設備
----	----------------

1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係のある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記8の基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第10章 損害賠償

（責任の制限）

第59条 当社は、パケット交換サービスを提供すべき場合において、当社又は特定協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのパケット交換サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、特定協定事業者が特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、パケット交換サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限り、）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのパケット交換サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本料金）に規定する料金

(2) 料金表第1表第2（通信料金）に規定する料金（パケット交換サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 利用回線等（利用回線及び特定相互接続点以外の相互接続点を除きます。）又は第3種パケット交換サービスに係る利用回線と相互接続点（特定相互接続点を除きます。）との間の通信に係る当社又は協定事業者の契約約款及び料金表に規定する通信に関する料金（当社又はその通信に係る協定事業者の課金資料に基づき、第2号の場合と同様の方法により算出します。）

3 当社の故意又は重大な過失によりパケット交換サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。

（注1）本条第2項第2号に規定する当社が別に定める方法により算出した額は、原則としてパケット交換サービスを全く利用できない状態が生じた日前的実績が把握で

きる期間における1日当たりの平均通信料金とします。

(注2) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第60条 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、端末設備等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（パケット交換サービス取扱所に設置する交換設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に当社が設置する電気通信回線設備に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

- 2 当社は、当社又は協定事業者の電気通信設備の状況等により、工事日の変更又は再工事（以下本条において「再工事等」といいます。）を行うことがあります。この場合において、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その再工事等に伴い発生する契約者の費用については負担しません。
- 3 この約款に定める免責に関する事項は、この約款の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項がこの約款に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第61条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第62条 契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行ってはなりません。

- 2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備をき損したときは、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(技術資料の閲覧)

第63条 当社は、当社が指定する当社の事業所において、パケット交換サービスを利用するうえで参考となる別記9の事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

(契約者からの通知)

第64条 当社は、利用回線について、第34条（第3種パケット交換契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める異動があったときは、その内容について契約者から速やかに所属パケット交換サービス取扱所に通知していただきます。

(注) 本条に規定する当社が別に定める異動は、特定協定事業者の契約約款及び料金表に定めるもののうち、次のとおりとします。

- (1) 利用休止（利用回線に係るものに限りします。）
- (2) 利用権の譲渡（利用回線に係るものに限りします。）
- (3) 契約の解除（利用回線に係るものに限りします。）
- (4) 地位の承継（利用回線に係るものに限りします。）
- (5) 契約者の氏名、名称又は住所若しくは居所の変更（利用回線に係るものに限りします。）

(契約者の氏名の通知等)

第65条 契約者は、協定事業者から当社に請求があったときは、当社が契約者（その協定事業者とパケット交換サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2 契約者は、当社が第54条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がその契約者の氏名、住所及び契約者回線番号等、料金の請求に必要な情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第41条（利用停止）の規定に基づきそのパケット交換サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要な情報を、請求事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

3 契約者は、当社が第54条の2（債権の譲渡）の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、請求事業者がそのパケット交換サービスに係る債権に関して料金が支払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、同意していただきます。

(協定事業者からの通知)

第66条 契約者は、当社が、料金又は工事に関する費用の適用その他この約款の規定に係る業務の遂行にあたり必要があるときは、協定事業者から料金又は工事に関する費用を適用するためその他この約款の規定に係る業務の遂行のために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

第67条 削除

第68条 削除

(法令に規定する事項)

第69条 パケット交換サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記4に定めるところによります。

(個人情報の取扱い)

第69条の2 当社は、パケット交換サービスの提供にあたり、当社が取得する個人情報の取扱いについては、別記4の2及び当社のプライバシーポリシー (<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy.html>) に定めるところによります。

(閲覧)

第70条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(パケット交換サービスの廃止)

第70条の2 当社は、パケット交換サービスの全部又は一部を廃止することがあります。

2 前項の規定によるパケット交換サービスの全部又は一部の廃止があったときは、そのパケット交換サービスの全部又は一部に係る契約は終了するものとします。

3 当社は、パケット交換サービスの全部又は一部の廃止に伴い、契約者又は第三者に発生する損害については、責任を負わないものとします。

4 当社は、第1項の規定によりパケット交換サービスの全部又は一部を廃止しようとするときは、そのことを相当な期間において、あらかじめ契約者に通知します。

(契約者に対する通知)

第70条の3 契約者に対する通知は、当社の判断により、次のいずれかの方法で行うことができるものとします。

(1) 当社のWebサイトに掲載して行います。この場合は、掲載された時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(2) 契約者がパケット交換契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の電子メールアドレス宛に電子メールを送信し、又はFAX番号宛にFAXを送信して行います。この場合は、当社が送信した時をもって、契約者に対する通知が完了

したものとします。

(3) 契約者がパケット交換契約の申込みの際又はその後に当社に届け出た契約者の住所宛に郵送して行います。この場合は、当社が発送した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

(4) その他、当社が適切と判断する方法で行います。この場合は、当該通知の中で当社が指定した時をもって、契約者に対する通知が完了したものとします。

2 この約款又は関連法令において書面による通知手続きが求められている場合、前項各号の手続きにより書面による通知に代えることができるものとします。

(不可抗力)

第70条の4 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(特約)

第70条の5 この約款の一部条項について特約をした場合については、当該条項の定めにかかわらず、その特約事項を適用します。

第12章 附帯サービス

(附帯サービス)

第71条 パケット交換サービスに関する附帯サービスの取扱いについては、別記5から6に定めるところによります。

別記

1 パケット交換サービスの提供区間

当社のパケット交換サービスは、相互接続点相互間（同一の相互接続点に終始する場合を含みます。）において提供します。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属パケット交換サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人（その利用回線に係る者と同一の者とする。）を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更の届出

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所について変更があったときは、そのことを速やかに所属パケット交換サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

4 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

4の2 個人情報の開示

- (1) 当社は、当社が保有している個人情報について、契約者から請求があったときは、原則として開示をします。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その個人情報の開示（該当個人情報が存在しない場合に、その旨を知らせることを含みます。）を受けたときは、当社のWebサイト（<https://www.ntt.com/about-us/hp/privacy/kaijiseikyuu.html>）に定める手数料の支払いを要します。

5 利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行

利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行に係る料金その他の提供条件は、当社のUniversal Oneサービス契約約款（第1編）に規定するUniversal Oneサービスにおける利用権に関する事項の証明及び支払証明書の発行の場合に準ずるものとします。

ただし、第54条の2（債権の譲渡）の規定に基づき、当社がそのパケット交換サービスに係る債権を請求事業者に譲渡した場合は、支払証明書を発行しません。

6 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、パケット交換サービスに係る契約の申込みをする者又は契約者から要請があったときは、協定事業者（東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社に限ります。）の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他その電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

7 加入電話等契約

事業者の名称	契約の種類	契約約款の名称
東日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款
西日本電信電話株式会社	第1種契約、臨時第1種契約、第2種契約又は臨時第2種契約	総合デジタル通信サービス契約約款

8 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

9 技術資料の項目

- 1 論理的接続条件
- 2 基本的な通信形態とインタフェース
- 3 各種選択事項と付加機能

料金表

通則

(回線使用料及び通信料金の設定)

- 1 回線使用料及び通信料金は、当社の提供区間と特定協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。

ただし、特定協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところによりその特定協定事業者が定める料金については、この限りではありません。

(料金の計算方法等)

- 2 当社は、契約者（臨時第3種パケット交換契約者を除きます。以下通則7までにおいて同じとします。）がその契約に基づき支払う料金のうち、基本料金及び通信料金は料金月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、基本料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にパケット交換サービスの提供の開始（付加機能についてはその提供の開始）があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にパケット交換サービスの提供を開始（付加機能についてはその提供の開始）し、その日にその契約の解除又は付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 第49条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定（通則4の規定によるものを除きます。）に該当するとき。
 - (5) 通則8の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 4 通則3に規定するほか、当社は、第49条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の規定（同表の2欄の規定に限ります。）に該当するときは、月額料金をその利用時間に応じて分数割（1分間あたりの料金額を算定することをいいます。以下同じとします。）します。
- 5 通則3の規定による月額料金の日割は、料金月の日数により行います。この場合、第49条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する日とみなします。
- 6 通則5に規定するほか、通則4の規定による月額料金の分数割は、料金月の日数に1,440を乗じて得た分数により行います。この場合、第49条（基本料金の支払義務）第2項第3号の表の2欄に規定する料金の算定に当たっては、その分数計算の単位となる1分間をその開始時刻が属する日におけるものとみなします。
- 7 通信料金については、当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ契約者の承諾を得て、通則2の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金等の支払い)
- 10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当社が指定するパケット交換サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 11 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則10及び11の規定にかかわらず、第3種パケット交換契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 13 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 通則13に規定する当社が別に定める条件とは、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 14 第49条（基本料金の支払義務）から第52条（工事費の支払義務）までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。）に基づき計算された額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。

上記算定方法により支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。

(注1) この料金表に規定する料金又は工事に関する費用の額は、税抜価格とします。

なお、かっこ内の額は税込価格を表示します。

(注2) 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 基本料金

1 料金額

1-1 回線使用料（基本料）

区 分	単 位	料 金 額	
		第3種パケット交換契約に係るもの（月額）	臨時第3種パケット交換契約に係るもの（日額）
Bチャンネルを利用するもの	1のBチャンネルごとに	3,500円（3,850円）	350円（385円）
Dチャンネルを利用するもの	1のDチャンネルごとに	1,000円（1,100円）	100円（110円）

1-2 付加機能使用料

区 分	単 位	料 金 額			
		臨時以外のもの（月額）	臨時のもの（日額）		
閉域接続機能	この機能を利用する特定の利用回線相互間に限り接続すること（以下この表において「閉域接続」といいます。）ができるようにする機能	1の利用回線につき接続される相手利用回線100までごとに	550円（605円）	55円（60.5円）	
備考	閉域接続をすることができる相手利用回線として、同時に記憶させることができるものの数は、1の第3種パケット交換契約につき6,400以内とします。				
パケット多重化機能	複数の通信相手と同時に通信するために、複数の論理チャンネルを設定することができるようにする機能	Bチャンネルを利用するもの	1のBチャンネルにつき1の論理チャンネルを除く他の論理チャンネル1チャンネルごとに	300円（330円）	30円（33円）

		Dチャンネルを利用するもの	Dチャンネルに接続される1の端末識別番号（その利用回線に接続する端末設備を識別するための番号をいいます。以下同じとします。）につき1の論理チャンネルを除く他の論理チャンネル1チャンネルごとに	300円 (330円)	30円 (33円)
	備考	1のBチャンネル又はDチャンネルごとに設定できる論理チャンネルの数は、255以内とし、論理チャンネルグループの数は、それぞれ16以内とします。ただし、パケット交換サービス取扱所に設置される交換設備に余裕がない場合には、その数を制限することがあります。			
相手固定接続機能	この機能を利用する特定の2の論理チャンネル相互間、特定の1の論理チャンネルと特定の1の利用回線等（利用回線及び特定相互接続点以外の相互接続点を除きます。以下本欄において同じとします。）相互間又は特定の1の論理チャンネルと特定の1の利用回線等に係る論理チャンネル相互間に限り、ダイヤル操作、発呼及び切断の操作なしで通信することができるようにする機能であって、その通信料について、その支払いを要する者をこの機能を利用する第3種パケット交換契約者又は利用回線等に係る契約者（以下本欄において「第3種パケット交換契約者等」といいます。）相互間で指定したいずれか1の第3種パケット交換契約者等とし、その第3種パケット交換契約者等に課金する機能			—	—

着信課金機能	この機能を利用する利用回線への通信に関する通信料について、その支払いを要する者をその利用回線に係る契約者とし、その契約者に課金する機能		——	——
発信専用又は着信専用とするための機能	発信専用又は着信専用とするための機能		——	——
	備考	パケット多重化機能を利用している場合は論理チャネルグループごとに利用することができます。		
代表機能	2以上の利用回線に係る契約者回線番号について、それらの契約者回線番号を代表する代表契約者回線番号を定め、その代表契約者回線番号に着信があった場合に、通信中ではないいずれか1の契約者回線番号に接続することができるようにする機能		——	——
端末多重化機能	複数の通信相手と同時に通信するために、D16チャンネルに複数の端末識別番号を設定することができるようにする機能		——	——
	備考	設定できる端末識別番号の数は、当社が指定する数の範囲内とします。		

第2 通信料金

1 適用

区 分	内 容						
(1) 通信地域間距離の測定	<p>通信地域間距離の測定方法は、電話等サービス契約約款に規定する通話地域間距離の測定方法に準ずるものとします。</p> <p>ただし、通信地域間距離の測定のための起算点となる方形区画番号については、その利用回線の終端が所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画とします。</p>						
(2) 昼間、夜間及び日曜日・祝日の料金額の適用	<p>ア 「昼間」及び「夜間」とは、次の時間帯をいいます。</p> <p>ただし、日曜日・祝日の区分があるものについては、その部分を除いた時間帯をいいます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>時 間 帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>昼 間</td> <td>午前8時から午後7時までの間</td> </tr> <tr> <td>夜 間</td> <td>午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 「日曜日・祝日」とは、日曜日及び祝日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）の規定により休日とされた日並びに1月2日及び1月3日をいいます。）における午前8時から午後7時までの間の時間帯をいいます。</p>	区 分	時 間 帯	昼 間	午前8時から午後7時までの間	夜 間	午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間
区 分	時 間 帯						
昼 間	午前8時から午後7時までの間						
夜 間	午前0時から午前8時及び午後7時から午後12時までの間						
(3) 通信の種類	<p>パケット交換サービスを利用して行う通信には、次の種類があります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般通信</td> <td> <p>次に掲げる通信のうち第7条（パケット交換サービスの提供区間等）に規定する当社の提供区間に係るもの</p> <p>(1) 利用回線等（利用回線を除きます。）から利用回線への通信</p> <p>(2) 第3種パケット交換サービスに係る利用回線から利用回線等への通信</p> </td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	一般通信	<p>次に掲げる通信のうち第7条（パケット交換サービスの提供区間等）に規定する当社の提供区間に係るもの</p> <p>(1) 利用回線等（利用回線を除きます。）から利用回線への通信</p> <p>(2) 第3種パケット交換サービスに係る利用回線から利用回線等への通信</p>		
種 類	内 容						
一般通信	<p>次に掲げる通信のうち第7条（パケット交換サービスの提供区間等）に規定する当社の提供区間に係るもの</p> <p>(1) 利用回線等（利用回線を除きます。）から利用回線への通信</p> <p>(2) 第3種パケット交換サービスに係る利用回線から利用回線等への通信</p>						
(4) 特定相互接続点以外の相互接続点との間の料金の適用	<p>相互接続点（特定相互接続点を除きます。）との間の通信については、その相互接続点において接続する特定協定事業者の電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続点を通信地域間距離の測定のための起算点として適用します。この場合において、その起算点となる方形区画番号については、その接続点がある場所の近隣のパケット交換サービス取扱所であって当社が指定するものが所属する単位料金区域内の当社が指定する方形区画番号とします。</p>						

<p>(5) 当社の機器の故障等により通信料金を正しく算定することができなかった場合の取扱い</p>	<p>当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合の通信料金は、次のとおりとします。</p> <p>ア 過去1年間の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日（初日が確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則として、次のとおりとします。</p> <p>(1) 過去2か月以上の実績を把握することができる場合 機器の故障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握できる各料金月における1日平均の通信料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p> <p>(2) 過去2か月間の実績を把握することができない場合 機器の故障等により正しく算定することができなかつた日前の実績が把握できる期間における1日平均の通信料金又は故障等の回復後の7日間における1日平均の通信料金のうち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額</p>
<p>(6) 通信料の減額</p>	<p>当社は、1の契約ごとに1料金月の通信料の合計額が100,000円（110,000円）を超える場合には、その100,000円（110,000円）を超える部分について0.1を乗じて得た額を減額して料金を算定します。</p>

2 料金額

2-1 通信料

課金の対象となる1パケットごとに

区分 通信 地域間 距離 パケット長	料 金 額					
	昼		間		夜 間	
			日曜日・祝日			
	100kmまで	100kmを超 えるもの	100kmまで	100kmを超 えるもの	100kmまで	100kmを超 えるもの
128オクテットま で	0.4円 (0.44円)	0.5円 (0.55円)	0.24円 (0.264円)	0.3円 (0.33円)	0.24円 (0.264円)	0.3円 (0.33円)
256オクテットま で	0.8円 (0.88円)	1.0円 (1.1円)	0.48円 (0.528円)	0.6円 (0.66円)	0.48円 (0.528円)	0.6円 (0.66円)
512オクテットま で	1.2円 (1.32円)	1.5円 (1.65円)	0.72円 (0.792円)	0.9円 (0.99円)	0.72円 (0.792円)	0.9円 (0.99円)
768オクテットま で	1.8円 (1.98円)	2.2円 (2.42円)	1.08円 (1.188円)	1.32円 (1.452円)	1.08円 (1.188円)	1.32円 (1.452円)
1,024オクテット まで	2.3円 (2.53円)	2.8円 (3.08円)	1.38円 (1.518円)	1.68円 (1.848円)	1.38円 (1.518円)	1.68円 (1.848円)
1,280オクテット まで	2.8円 (3.08円)	3.4円 (3.74円)	1.68円 (1.848円)	2.04円 (2.244円)	1.68円 (1.848円)	2.04円 (2.244円)
1,536オクテット まで	3.2円 (3.52円)	3.9円 (4.29円)	1.92円 (2.112円)	2.34円 (2.574円)	1.92円 (2.112円)	2.34円 (2.574円)
1,792オクテット まで	3.6円 (3.96円)	4.4円 (4.84円)	2.16円 (2.376円)	2.64円 (2.904円)	2.16円 (2.376円)	2.64円 (2.904円)
2,048オクテット まで	4.0円 (4.4円)	4.9円 (5.39円)	2.4円 (2.64円)	2.94円 (3.234円)	2.4円 (2.64円)	2.94円 (3.234円)
2,304オクテット まで	4.3円 (4.73円)	5.3円 (5.83円)	2.58円 (2.838円)	3.18円 (3.498円)	2.58円 (2.838円)	3.18円 (3.498円)
2,560オクテット まで	4.6円 (5.06円)	5.7円 (6.27円)	2.76円 (3.036円)	3.42円 (3.762円)	2.76円 (3.036円)	3.42円 (3.762円)
2,816オクテット まで	4.9円 (5.39円)	6.1円 (6.71円)	2.94円 (3.234円)	3.66円 (4.026円)	2.94円 (3.234円)	3.66円 (4.026円)
3,072オクテット まで	5.2円 (5.72円)	6.5円 (7.15円)	3.12円 (3.432円)	3.9円 (4.29円)	3.12円 (3.432円)	3.9円 (4.29円)
3,328オクテット まで	5.5円 (6.05円)	6.8円 (7.48円)	3.3円 (3.63円)	4.08円 (4.488円)	3.3円 (3.63円)	4.08円 (4.488円)
3,584オクテット まで	5.7円 (6.27円)	7.1円 (7.81円)	3.42円 (3.762円)	4.26円 (4.686円)	3.42円 (3.762円)	4.26円 (4.686円)
3,840オクテット まで	6.0円 (6.6円)	7.4円 (8.14円)	3.6円 (3.96円)	4.44円 (4.884円)	3.6円 (3.96円)	4.44円 (4.884円)
4,096オクテット まで	6.2円 (6.82円)	7.7円 (8.47円)	3.72円 (4.092円)	4.62円 (5.082円)	3.72円 (4.092円)	4.62円 (5.082円)

備考

- 1 課金の対象となるパケットの情報量は、当社の機器により測定します。この場合において、発信者又は着信者の責任によらない理由により、課金の対象となるパケットが通信の相手先（その通信が相互接続点（特定相互接続点を除きます。）への通信であるときは、その協定事業者の電気通信設備を相手先とします。）に到達しなかった場合には、そのパケットについては測定する情報量には含みません。
- 2 パケット交換サービスに係る通信において、最大パケット長（送受可能な課金の対象となるパケットのパケット長のうち最大のものをいいます。以下同じとします。）は、128オクテット、256オクテット、512オクテット、1,024オクテット、2,048オクテット又は4,096オクテットとします。
- 3 2の場合において、申込みの際に選択可能な最大パケット長は、Bチャンネル又はDチャンネルの区別等に応じて、申込書に定めるところによります。

第2表 工事に関する費用（工事費）

1 適用

区 分	内 容				
(1) 工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る交換機等工事費及び開通サポート工事費を合計して算定します。				
(2) 交換機等工事費の適用	パケット交換サービス取扱所の交換設備又は主配線盤等において工事を要する場合に適用します。				
(3) 割増工事費の適用	<p>当社は、契約者から割増工事費を支払うことを条件に次表に規定する時間帯に工事を行ってほしい旨の申出があった場合であって、当社の業務の遂行上支障がないときは、その時間帯に工事を行うことがあります。この場合の割増工事費の額は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、同表に規定する額とします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事を施工する時間帯</th> <th>割増工事費の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）</td> <td>その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額</td> </tr> </tbody> </table>	工事を施工する時間帯	割増工事費の額	午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額
工事を施工する時間帯	割増工事費の額				
午後5時から午前0時まで及び午前0時から午前8時30分まで（1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの日にあっては、終日とします。）	その工事に関する工事費の額に1.6を乗じた額				
(4) 開通サポート工事費の適用	当社は、本表(2)欄から(3)欄までの工事費を要する工事と異なる工事であって、当社と契約者が別に定める内容の工事を行う場合は、開通サポート工事費を適用します。				
(5) 工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。				

2 工事費の額

2-1 パケット交換サービスの提供の開始、その他契約内容の変更又は付加機能の利用開始に関する工事

区 分	単 位	工事費の額	
(1) 交換機等工事費	アイ以外の工事	利用の開始の工事	利用する最初の1のB又はDチャンネル 3,000円 (3,300円)
			上欄以外の1のB又はDチャンネルごとに 1,000円 (1,100円)
	イ 付加機能に関する工事	(ア) 閉域接続機能	1利用回線につき接続される相手利用回線100までごとに 1,000円 (1,100円)

	(イ) パケット多重化機能	Bチャンネル利用の場合	1のBチャンネルにつき1の論理チャンネルを除く他の論理チャンネル1チャンネルごとに	1,000円 (1,100円)
		Dチャンネル利用の場合	Dチャンネルに接続される1の端末識別番号につき1の論理チャンネルを除く他の論理チャンネル1チャンネルごとに	1,000円 (1,100円)
	(ウ) 相手固定接続機能		論理チャンネル1チャンネルごとに	1,000円 (1,100円)
	(エ) 着信課金機能		1利用回線ごとに	1,000円 (1,100円)
	(オ) 端末多重化機能		1の端末識別番号を除く他の端末識別番号1ごとに	1,000円 (1,100円)
(2) 開通サポート工事費			1の工事ごとに	別に算定する実費

2-2 利用の一時中断に関する工事

区 分		単 位	工事費の額
(1) 利用の一時中断の工事	交換機等工事費		1契約ごとに 2,000円 (2,200円)
(2) 再利用の工事	交換機等工事費	(ア) パケット交換サービス取扱所に設置される交換設備等の工事	1契約ごとに 2,000円 (2,200円)
		(イ) 付加機能に関する工事	2-1の工事費の額と同額

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成11年7月1日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現に、日本電信電話株式会社（以下「NTT」といいます。）がパケット交換サービス契約約款又は総合デジタル通信サービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するパケット交換サービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

第1種パケット交換サービスに係る契約 第1種パケット交換契約 臨時第1種パケット交換契約	第1種パケット交換サービスに係る契約 第1種パケット交換契約 臨時第1種パケット交換契約
第2種パケット交換サービスに係る契約 第2種パケット交換契約	第2種パケット交換サービスに係る契約 第2種パケット交換契約
第1種総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種契約（パケット通信利用の提供を受けているもの） 臨時第1種契約（パケット通信利用の提供を受けているもの）	第3種パケット交換サービスに係る契約 第3種パケット交換契約 臨時第3種パケット交換契約
第2種総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種契約（パケット通信利用の提供を受けているもの） 臨時第2種契約（パケット通信利用の提供を受けているもの）	第3種パケット交換サービスに係る契約 第3種パケット交換契約 臨時第3種パケット交換契約
第1種メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る契約 第1種メンバーズネット契約（パケット通信利用の提供を受けているもの） 臨時第1種メンバーズネット契約（パケット通信利用の提供を受けているもの）	第3種パケット交換サービスに係る契約 第3種パケット交換契約 臨時第3種パケット交換契約
第2種メンバーズネット総合デジタル通信サービスに係る契約 第2種メンバーズネット契約（パケット通信利用の提供を受けているもの） 臨時第2種メンバーズネット契約（パケット通信利用の提供を受けているもの）	第3種パケット交換サービスに係る契約 第3種パケット交換契約 臨時第3種パケット交換契約

2 前項の場合において、移行後の契約に係る品目及び区別等については、移行前の契約に係る品目及び区別等に相当するものとします。

3 削除

第3条 削除

(付加機能に関する経過措置)

第4条 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している付加機能は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、それぞれこの約款の規定により当社が提供する付加機能に移行したものとします。

(選択制による通信料金の月極割引に関する経過措置)

第5条 この約款実施の際現に、N T Tがパケット交換サービス契約約款の規定により提供している選択制による通信料金の月極割引は、この約款実施の日において、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により、この約款の規定により当社が提供する選択制による通信料金の月極割引に移行したものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定により生じた次の表の左欄の料金その他の債務に係る債権は、この約款実施の日において、それぞれ同表の右欄の会社がN T Tから譲り受けるものとし、その請求その他の取扱いについては、その会社の契約約款及び料金表の規定に準じて取り扱います。

第1種パケット交換サービスに係る料金 その他の債務に係る債権	当社
第2種パケット交換サービスに係る料金 その他の債務に係る債権	その利用回線を提供することとなる特定 協定事業者
第3種パケット交換サービスに係る料金 その他の債務に係る債権	その利用回線を提供することとなる特定 協定事業者

2 附則第2条（契約に関する経過措置）から第5条（選択制による通信料金の月極割引に関する経過措置）までの規定により、この約款実施前から継続して提供されることとなる電気通信サービスの料金のうち、この約款実施の日を含む料金月（同日を起算日とする料金月を除きます。）を単位として計算される、第2種パケット交換サービス及び第3種パケット交換サービスに係る基本料金（月額で定めるものに限ります。）については、N T Tが提供した電気通信サービスと当社が提供する電気通信サービスとを合わせて旧約款に規定する料金を適用するものとします。

(前受金に関する経過措置)

第7条 この約款実施前に、旧約款の規定によりN T Tに預け入れた前受金は、この約款実施の日において、前条第1項に規定する料金その他の債務に係る債権を譲り受ける会社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについてはその会社の契約約款及び料金表の規定に準じて取り扱います。

(損害賠償に関する経過措置)

第8条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いのうち、附則第2条（契約に関する経過措置）の規定により当社に移行する契約に係るものについては、この約款実施の日において、当社がN T Tから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のおりとし、

(この約款実施前に行った手続きの効力等)

第9条 この約款実施前に、N T Tに対し旧約款の規定により行った手続きその他の行為のうち、当社が提供するパケット交換サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2 この約款実施の際現に、N T Tが旧約款の規定により提供している電気通信サービスのうち、当社が提供するパケット交換サービスに相当する部分については、この附則に規定する場合のほか、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款

の規定に基づいて提供しているものとみなします。

附 則（平成13年6月6日経企第469号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成13年6月13日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わねばならなかったパケット交換サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（損害賠償に関する経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じたパケット交換サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成16年3月29日経企第1289号）

この改正規定は、平成16年4月1日から実施します。

附 則（平成16年8月2日BBサ第230号）

この改正規定は、平成16年8月4日から実施します。

附 則（平成17年3月29日BBサ第473号）

この改正規定は、平成17年4月1日から実施します。

附 則（平成17年10月25日BBサ第193号）

この改正規定は、平成17年11月1日から実施します。

附 則（平成18年3月29日BBサ第376号）

この改正規定は、平成18年4月1日から実施します。

附 則（平成18年7月18日BBサ第110号）

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則（平成20年3月26日BBサ第700596号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施の際現に、次に掲げるものに該当すると当社が認める場合の契約料及び工事費の適用については、次のとおりとしします。
 - (1) 従前の契約料及び工事費を適用するもの
 - ア 平成20年3月31日までに当社に契約の申込みがなされた場合であって、当社が承諾したもの
 - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの（（2）に該当する場合を除きます。）
 - (2) 別に合意した契約料及び工事費の額を適用するもの
 - ア 契約料及び工事内容の実態に応じた工事費の算定方法について、別に当社と契約者との間で合意がなされているもの
 - イ 契約締結前であるが、落札公告や正式な見積り等により、契約料及び工事費の額の適用について外観として当社の意思表示が明確であるもの
- 3 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならない電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。

- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。
- 5 経企第29号（平成11年7月1日）の附則第3条を削除します。

附 則（平成21年3月4日BBサ第800467号）
この改正規定は、平成21年3月5日から実施します。

- 附 則**（平成21年3月27日BBサ第800508号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。
（第1種パケット交換サービスに関する経過措置）
 - 2 削除
 - 3 削除
 - 4 削除
 - 5 この附則の2から4に規定するほか、この改正規定実施後に、第1種パケット交換サービスに関して、その利用期間及び原価に基づく適正な料金その他の債務の負担等の提供条件について、当社と契約者との間で合意がなされる場合は、その合意内容に基づき提供を行う場合があります。

- 附 則**（平成22年3月30日BNSネサ第900082号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。
（料金等の支払いに関する経過措置）
 - 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
（損害賠償に関する経過措置）
 - 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとしします。
（第2種パケット交換サービスに関する経過措置）
 - 4 削除
 - 5 削除
（その他）
 - 6 BBサ第800508号（平成21年3月27日）の附則2、3及び4を平成22年4月1日をもって削除します。

附 則（平成22年6月28日BNSネサ第000053号）
（実施期日）
この改正規定は、平成22年7月31日から実施します。

- 附 則**（平成24年6月29日NSオ第200112号）
（実施期日）
- 1 この改正規定は、平成24年7月1日から実施します。
（経過措置）
 - 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務であって、当社がこの改正規定実施前にその請求を行ったものについては、なお従前のおりとしします。

附 則（平成25年11月22日NSク第300210号）
この改正規定は、平成25年11月25日から実施します。

附 則（平成26年3月25日NSク第300337号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
（消費税相当額に係る経過措置）
- 2 平成26年4月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律第五条第二項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく4％に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく100分の25を乗じて得た率を加算して適用します。
（その他の経過措置）
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 4 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成27年4月30日NSオ第500027号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、平成27年5月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前に、その事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則（平成28年3月14日NSク第500444号）

この改正規定は、平成28年4月1日から実施します。

附 則（平成29年4月26日NSク第00186269号）

この改正規定は、平成29年5月1日から実施します。

附 則（平成30年9月26日NSク第00395102号）

この改正規定は、平成30年10月1日から実施します。

附 則（令和元年8月23日NSク第00534568号）

（実施期日）

- 1 この改正規定は、令和元年10月1日から実施します。
（経過措置）
- 2 令和元年10月1日を跨る料金月の料金について、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律附則第五条第二項及び第十六条第一項に定める経過措置が適用される場合があります。経過措置が適用された場合には、消費税相当額は改正前の消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づく6.3％に地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づく63分の17を乗じて得た率を加算して適用します。
- 3 この改正規定実施前に、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則（令和2年2月27日NSク第00609824号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和2年3月31日から実施します。

(その他)

2 BNSネサ第900082号(平成22年3月30日)の附則4及び5を削除します。

附則別表 削除